

平成26年7月

# 逗子市教育委員会定例会

平成26年7月9日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

平成26年7月9日逗子市教育委員会7月定例会を逗子市役所5階選挙管理委員室に招集した。

### ◎ 出席者

委 員 長 竹 村 史 朗

教 育 委 員 山 西 優 二

教 育 委 員 桑 原 泰 恵

教 育 委 員 横 地 みどり

教 育 長 村 松 雅

教 育 部 長 石 黒 康 夫

教 育 部 次 長  
教育総務課長事務取扱 原 田 恒 二

学 校 教 育 課 長 柳 原 正 廣

学校教育課担当課長 杵 山 英 延

社 会 教 育 課 長  
小坪公民館長事務取扱 翁 川 昭 洋  
沼間公民館長事務取扱

社会教育課担当課長 橋 本 直 樹

教 育 研 究 所 長 早 川 伸 之

教育研究所担当課長 小 島 恵美子

図 書 館 長 小 川 俊 彦

図 書 館 館 長 補 佐 鈴 木 幸 子

市民協働部担当部長 森 本 博 和

市 民 協 働 部 次 長  
文化スポーツ課長事務取扱 高 野 眞也子

### 事務局

教 育 総 務 課 係 長 坂 本 周 史

教 育 総 務 課 主 事 須 藤 彩 香

◎ 開会時刻 午前10時00分

◎ 閉会時刻 午前11時35分

◎ 会議録署名委員決定 桑原委員、山西委員

## ○竹村委員長

おはようございます。会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

## ○竹村委員長

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年逗子市教育委員会7月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は桑原委員、山西委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第4報告第12号は奨学金受給者の氏名等個人情報を取り扱う案件のため、秘密会を予定していますので、他の日程を先に行い、最後に報告第12号の審議を行いたいと思います。お諮りいたします。本日の審議は日程第3の次に日程第5、日程第6を行い、最後に日程第4の順序で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

## ◎日程第1「5月定例会会議録の承認について」

### ○竹村委員長

日程第1「5月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

よろしいですか。御異議がないようですので、5月定例会会議録は承認いたします。

山西委員、横地委員は会議録に御署名ください。

## ◎日程第2「教育長報告事項について」

## ○竹村委員長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長から御報告をお願いいたします。

## ○村松教育長

今回は着任以降、県の教育長連合協議会については本日の2時からということになっておりますので、それについてはまた次回の教育委員会で御報告をさせていただきます。着任以降、主なことについて報告させていただきます。

まず、6月27日、海開きがございました。これについては、子どもたちが海に入ることによって、各学校での参加もありましたし、幸い天候も、雨も上がっておりましたので、逗子の海岸の海開き、子どもたちの参加で盛り上げてもらったかなと思っています。今後、安全でいい逗子海岸になるということも期待をしながら参加をさせていただきました。

次に、7月の3日、4日で、近隣の教育委員会にごあいさつに伺いました。それぞれ新しくかわった葉山の教育長さんともごあいさつをしながら、今後の情報交換についてもお話をさせていただきました。

7月7日、市内8校の学校訪問をいたしました。短時間でしたので、なかなか授業のほうまでは見せていただけなかったですけれども、管理職の方とお話、また給食室なども回って、子どもたちのためにおいしい給食をつくっていただいている調理員の方にも、可能な限りごあいさつをしてきました。あと、昨日ですが、教育委員さんの皆さんにも御足労いただきましたが、図書館で石原慎太郎さんの寄贈本の記念式典ということで、これについても逗子の図書館の総力を挙げて準備をし、短期間で大変だったとは思いますが、大変すてきなコーナーができましたので、市民としてもより一層、また図書館の利用が促進されるのではないかなと、また、大変いい会ができたかなというふうに思っております。以上です。

## ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。教育部長お願いいたします。

## ○石黒教育部長

それでは、6月10日の教育委員会6月定例会で御報告をさせていただきました以降の平成26年逗子市議会第2回定例会の概要について御報告をさせていただきます。

市議会第2回定例会は、残る6月19日までの会期中、17日から19日までの3日間に本会議が開催されました。そのうち教育委員会に係る案件について御報告をいたします。

まず、6月17日の本会議において議案の表決が行われ、6月定例会で御説明いたしました

国庫支出金による文化活動振興事業のアートフェスティバル開催経費の増額を含む一般会計補正予算ほか計3件が可決されました。その後、陳情12件についての委員会審査結果が報告されました。教育委員会関係では、陳情第2号「少人数学級推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る要請に関する陳情」が全会一致で了承されております。

引き続き一般質問に移行し、3日間で15名の議員から質問が行われました。そのうち、教育委員会に係る質問は6名の議員からなされました。まず、17日は匂坂議員から学校教育について及び家庭教育の行政支援についての2件の質問がございました。18日は八木野議員から教育改革について、横山議員から中学校給食について及び津波想定避難についての2件の質問がございました。19日は毛呂議員から活力ある逗子に向けて、加藤議員から児童虐待問題について及びいじめ問題についての2件、根本議員からは障がい児の通学支援についての質問がございました。主だった答弁につきましては、お手元にお配りいたしました質疑応答の内容となります。

一般質問終了後、村松教育長の教育委員会委員としての任命ほか計5件の人事案件が提案され、すべて全会一致で可決されました。最後に、意見書案「少人数学級推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る要請に関する意見書」が提案され、全会一致で可決されました。

これをもってすべての案件が終了し、平成26年逗子市議会第2回定例会は閉会されました。以上で報告を終わります。

### ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

### ○桑原委員

先ほどの教育長の御報告で、海岸の海開きのお話があって、昨年ですね、パトロールの強化とともに、青少年問題の協議会、警察なんかも含めた、そういった協議会を発足して、関係機関でそういった青少年の安全や、そういったものに対して審議していこうというものを発足させたと御報告を受けたと思うんですけども、本年度こういった動きはどうなっているということが、おわかりになれば。海岸の問題を含めて、警察ですとか。

### ○柳原学校教育課長

御存じのとおり海岸の使用についての検討協議会は学校長も参加した上で今開いていますけれども、昨年度行われた青少年問題協議会、青問協の関係で、今年行われているかどうか、

まだ確認してはいないので、確認したいと思います。

### ○桑原委員

海岸については、海岸ということで特化した形で、かなり全市的に取り組むということで、一つのフェイズを越えた段階に入ったかと思うんですけれども、いろいろな意味での青少年問題というのもあると思いますので、海岸のことが一つの方向性が出たというところで終わらずに、せっかくそれをきっかけにできたものがあれば、それを推進していったほうがいいのかなということと、ちょうど夏休みを迎えますので、そういったところがもし確認できて、何か有効的に昨年の実績が発展できるのであれば、今後検討いただければと思います。

### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。私も質問をさせていただきます。条例ができて、その実効性という問題なんですけれども、例えば7月14日以降、子どもたちが夏休みに入った以降の逗子海岸の動きというのを、どういうふうに予想されているのか。昨年場合は土・日パトロール、教育委員会も協力してパトロールを行いました。そういう具体的な動きがあるのかどうか。ちょっと2点お伺いしたいんですが。

### ○原田教育部次長

今のところ正式な要請という形では受けてはおりません。今後夏休み期間に入って、そういった動きが具体化するかどうか、まだ定かではないんですが、今のところはそれはちょっと注視したいと思っております。

### ○竹村委員長

規制を受け入れる側との協議がいまひとつうまくいってないというか、7月14日以降こそが大事なわけで、特に子どもたちにとってはそれ以降が大事なわけですから、そこについては情報を今、次長がおっしゃったように注視していただいて、事故、事件に巻き込まれるようなことが絶対ないように、全体が配慮していかなければならないと思います。

ほかに何か、この件についてありますか。

### ○横地委員

私も海岸のほうのテーマで、この夏の期間じゃないんですけれども、1カ月ぐらい前ですかね、私の知り合いの2歳のお子さんが海岸でバーベキューであろうと思われる炭を踏んでしまって、両足に大きなやけどをしてしまったんですね。あの禁止事項というのは、たしか夏の期間だけだったのかなと今、私の記憶にあるんですけれども。バーベキュー等は小さい子にとってはそれが炭だか砂だか岩だかわからないような状況なので、夏のところに力を入

れるのも必要だと思うんですけども、1年間を考えた上で、小さい子たちが遊ぶという場  
でありますので、その1年間というスパンを視野に入れて、ちょっと管理をしていったほう  
がいいのではないかなという感想を私は持っていますし、またお願いでもあります。以上で  
す。

#### ○竹村委員長

大切なことですので、関係部局との連絡調整の中で、そういった御意見も入れていって  
いただきたいと思います。ほかに何かありますか。

#### ○横地委員

質問ではないんですが、私はきのう図書館の石原慎太郎さんの文庫の開設の会に出させて  
いただいて、石原慎太郎さんのお話の中から、私たちが忘れていた逗子の昔ながらのよさ  
というのを改めて思い出した次第です。あれだけのものをいただいて、逗子にとってはすごい  
貴重な財産をいただいたのではないかなと思います。また、それを今後の子どもたちにも伝  
えていくべきものだなと思ひまして、慎太郎さんの生きざまみたいのも、あの中からは読み  
取れるし、そういうものが皆様、図書館の皆様の努力によってあのコーナーができたんで  
すけれども、本当だったら慎太郎記念館じゃないけれども、そういうのができたらいいのにな  
ぐらいな、ちょっと大きな夢ですけども、そのぐらいなことを感じました。これからの教  
育や社会教育や、そういったものとてもいい素材になるのではないかなというふうに感じ  
ました。

#### ○竹村委員長

では、今後の進め方についてと、もし御苦労話等があれば、図書館長、いかがですか。

#### ○小川図書館長

本当に突然でしたけれども、突然もらってくれるかというお話があって、どうもいきさつ  
から言うと、どこの図書館でも受け取るというところがなかった。私どもの図書館も既に17  
万5,000というキャパシティはもう完全に超えていまして、どうするかということはあつた  
んですけども、やはりせっかく住んでいらしたということで、お受けしたいということ  
を申し上げました。実際に選びに伺っているときに、御本人もお見えになって、どこに飾っ  
てくれるか見てみたいということで、わざわざ図書館に立ち寄っていただいたんです。ここ  
ですというふうに申しあげたら、それならいいということになりました。ダリ風の絵が飾っ  
てありますけれども、あの絵について言えば、その後に、あそこに飾ってくれるんならこの絵  
もあげるよということで、わざわざ御自分で私あてに電話をくださいました。お話の中で、



返子に対する思い入れというのが大変に強くございました。展示してあるサイン本は20冊そこそこだと思えますけれども、100の単位を超えるサイン本がまだございます。それから、石原慎太郎文庫として出している本は、いただいた本のうちまだ数百冊でしかなくて、3,200冊いただいていますので、それはまだこれから追々整理して差しかえたりしながら、図書館の蔵書に加えるという形にしています。

### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。短い期間の中で図書館の職員の皆さんがものすごい労力をかけてきのうの式典にこぎつけたわけですので、その報いるためにも、皆さんで市民の方々に利用を促しながら活用していけたらというふうに考えています。

ほかに何かありますか。

### ○桑原委員

議会報告の中に津波訓練のことがあったんですけども、あれについても津波訓練は開催されたということですので、大変なことだと思うんですけども、御存じのように既に最大級の台風が沖縄・九州のほうに来ていまして、関東も今週ですか、上陸というか、接近ということもありますので、本当に台風シーズンの前に津波だけではない、防災といいますかね、災害に対する緊張感が増しているかなという印象を受けてます。今までも再三そういった対応策、学校のほうで細かくやられていて、メールによる連絡網ですとか、警報が出て、その際の対応なんかも細かくプリントを出していただいたりとか、いろいろやっていただいていると思うんですけども、それが完全とは言えないと思いますので、何か委員の方に御意見ですとか、もしくは今の現状の中での新しい方向性ですとか課題なんかがあれば、そのシーズンを迎える前にきちっと把握しておきたいなと思います。いかがでしょうか。

### ○竹村委員長

いかがでしょうか、委員の皆様。意見交換。

### ○横地委員

私の職業的なところで、民間レベルのお話でよければと思うんですけども。津波だけではなく、風水害のほうもやはり気を遣っていまして、久木地区は以前は河川がちゃんとなっていてなくて、洪水も多かったんですね。私の覚えている限りでは、久木中学校のたしか1階ぐらいが浸ったことがあるぐらいだったので、でもそれよりも今は、今までに経験したことのないようなというような表現になるようなものが、もしかしたら来るかもしれないということで、川のどこどこまでのラインに来たら1階から2階、3階に避難するとか、そういうマ

マニュアルをちょっと作りまして、今のところそれを活用した機会はなくて幸いだと思っ  
ているんですけども、そういう目で見えてわかるようなマニュアルを作りまして、それはど  
こかの老人福祉施設でそういうのがちゃんとあって、棒か何かをさしてあって、この赤いラ  
インまで来たら全員逃げなきゃいけないというマニュアルをつくったというのをニュースで  
見まして、そういうのが必要だなと思って、うちのほうも考えてやったんですが、そういっ  
たその土地その土地で洪水とか風水害は違うと思うので、その土地その土地、その学校で具  
体的に見えるようなマニュアル等があるといいのではないかなと思います。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。学校教育課長、どうでしょうか。

#### ○柳原学校教育課長

津波等を含めて防災に対しての計画というのは各学校でつくっております。ただ、今、横  
地委員がおっしゃったような具体的な部分についてはあまり記されていないんですが、自分  
の経験から言うと、逗子小の教頭でしたので、大雨警報それから暴風雨警報が出た際に、子  
どもを帰す際には田越川の橋を渡らなければいけないし、桜山方面にも行かなければいけな  
いので、必ず先生がそのところに立つという形でやっておりましたので、具体的にないにし  
ても教員の配置とか登下校の安全確保という部分については、各学校でできていると思いま  
す。今課題になっているのが、横地委員さんからありましたけど、今までかつてないという  
特別警報というのが出るようになりました。今、保護者の方々にお配りしている学校の防災  
についての下校の御案内というのは、特別警報について記載されていないんですね。昨年か  
ら特別警報というのが出るということになったのが。それについて今、各学校で実情が違う、  
例えば小坪ですと海沿いになりますし、池子ですと山の上ということになりますので、その  
辺のところを加味した上で、特別警報についての考え方を今、学校で検討しているというこ  
とになっております。

#### ○竹村委員長

そうすると、判断は学校でもできるということによろしいですか。

#### ○柳原学校教育課長

基本的には、例えば大雨プラス暴風で休校になるとかという基本的なラインはあるんです  
が、特別警報については必ずしも暴風雨が伴うとは限らないので、その辺の扱いについては  
ある程度はそろえる方向でおります。ただ、その時点で子どもたちを引き取りにするかどう  
かとか、下校させるかどうかという部分については、今後検討するということになると思い

ます。

### ○竹村委員長

風水害については、地震と違って、比較的数日前から準備ができることがあるんですよね。それと土地柄によって、ある程度予想がつくものですから、今、横地委員がおっしゃったみたいに、そういったことを前提として学校単位で考えるということは、私は重要かなと思うんですが。それはいかがでしょうか、そういったことを考える。川の水位のラインのことや、その学校独自の考え方みたいなものをどんどんつくっていくという方向性についてはいかがでしょうか。

### ○柳原学校教育課長

先ほど申し上げましたように、そういった実態に基づいて各学校で検討しているということですので、必ずしも全部このラインにそろえるということではないので、その辺は十分考慮できると思います。

### ○竹村委員長

わかりました。よろしくお願いします。

### ○山西委員

今のお話を聞いていて、いまだかつてないとか、つまり私たち人間を取り巻くこういう自然のありようが大きく動いてきているという中で、確かに一つはこの状況に防災という形で私たちはどうかかわるかという問題と、ここずっと環境教育的なアプローチ、時には環境に優しいとか、何か環境負荷にどう対応するかという、この問題とこの防災の問題って、すごくリンクしていて、私たち自身のこういう環境づくりとかまちづくりというもの自身が、今の自然環境とどうかかわっていったらいいのか。そこら辺、大きな議論を本当は丁寧にしていかないと、ちょうど今、今年、今この6月、7月と持続可能な開発の国際会議が今、日本各地で10年計画、かつて小泉さんがヨハネスブルグで提案した計画が今ちょうど10年のまとめで各地で行われている。その中でもやっぱりこの社会状況は持続可能でない環境をつくり出してきている。これをどうするかという非常に大きな議論の中でやっぱりこの問題、特に震災以降のこの問題というのは、大きくなっているなという気がしますので、ちょっと一度丁寧に、そういったことも含めて議論していかないと、私たちの社会のあり方自身、非常に大きなテーマを抱えてきているなど、今お話を聞いていて改めて感じました。

### ○竹村委員長

もう1点気になることがあるんです。台風のとくに、台風が去った後ですね、例えば田越

川が増水しています。潮位にもよるんですけども、台風が去るとニュースでは、台風が去る、台風一過で晴々とした印象のある、またお父さん、お母さんも、学校の先生たちも、もう済んでしまったかのように警戒感が薄れるんですけど、何回か見たことあるんですが、田越川でかなりの水位のところをですね、田越川の護岸に階段があるんですけども、足が2つのかかるぐらい狭い階段。そこをおりて行こうとする子どもを何回か見て、何回か注意をしたことがあるんです。もしかしたら台風が去った後のことって、意外に私たちは気にしていないんじゃないか。この気にしていなささ感が実は子どもに大きく影響していて、実は台風が怖いのではなくて、実際に怖いのはこの川の水の勢いであったり量であったりという、そのことがちゃんと伝わってないんじゃないかな。これは学校の問題ではないんですけども、私たちも気をつけなければいけないんじゃないかなと思います。台風の次の日は、実は非常に危険だということを学校の先生を通じて言ってもらえる機会があるといいかなと思います。

何かこの一連の議論について、教育長、御意見があればお願いします。

#### ○村松教育長

各学校で、まず工夫をしているという点については、先ほど言った川の流域ですとか海岸沿いであるとか、そういう学区の地形をかなり意識して、学区としてはここに配慮しなければいけないということを用意をしているかというふうに思います。具体的に、最終的に学校が決めるというところについては、現実的には規定で、その日が全校が残っている日であれば、なるべく帰さずに引き取りをするし、低学年は既に下校していて、高学年だけ残っていれば、低学年だけ家に残すというわけにいかないの、引率をして早く下校させて、家でお兄ちゃんお姉ちゃんたちも下の子を守るとかという、そういうことは瞬時、その学校の時点によつての判断ですので、教育委員会とも相談をしながら学校長が最終決定をするというふうなルールになっております。

それから、台風の後の今の委員長のお話ですが、過去台風が来た直前のうねりとか、直後の川の増水とかでの事故は県内でもいくつかあります。久木中学校でも、かなり前ですけども、葉山の海岸でうねりがあって海藻に足が絡まって亡くなった9月上旬の事故です。私が教員としていたときですとか、それから沖の、静かな海なんだけれども、うねりが突然押し寄せた高波ですとか、それから川が流れているところに葉っぱを落とすと、すごく勢いで葉っぱが流れるので、それを楽しみにいたずらをしていた子が誤って川に落ちて、水の流れが速いので発見されたら相当下流になるとかですね、逗子で言えばそれは海になってしま

いますので、そういうことを私たちも伝えていきながら、過去の経験を伝えていきながら、気を引き締めて対応していきたいというふうに考えております。

**○竹村委員長**

はい、ありがとうございます。その他何かありますか。

よろしいですか。それでは、教育長報告事項についてを終わりといたします。

**◎日程第3「報告第11号教育委員会職員の人事について」**

**○竹村委員長**

日程第3「報告第11号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

**○原田教育部次長**

報告第11号教育委員会職員の人事について御報告申し上げます。教育委員会職員の人事については、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成26年7月1日付けで教育長の専決により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものです。以上であります。

**○竹村委員長**

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありますか。

御意見、御質問がないようですので、教育委員会職員の人事についてを終了いたします。

**◎日程第5「議案第15号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」**

**○竹村委員長**

日程第5「議案第15号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**○原田教育部次長**

議案第15号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明いたします。

議案添付の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方法についてをごらんください。法改正により、平成20年度から教育委員会に義務づけられました事務の管

理及び執行の状況の点検及び評価、報告書の議会提出及び公表を行うに当たり、この方針に基づき進めるものです。なお、一昨年度から実施いたしました社会教育にかかわる事業についても、引き続き点検・評価を行います。

学校教育に係る点検・評価は、例年と同様、逗子市学校教育総合プラン実施計画の平成25年度の取り組み状況を対象として行います。内容については、小・中各校の取り組みに対する教育委員会の評価・分析、学識経験者からの意見・助言の聴取等、従来からの変更点はございません。社会教育に係る部分では、単独の計画が今後策定されることから、過去2回と同様に、社会教育課で所管する政策的な事業について評価を行い、社会教育委員の意見・助言を加えて評価の客観性を高めております。最後に、従前どおり教育委員の活動状況についても報告書に記載いたします。

この実施方針が決定いたしましたら、報告書の作成に着手して、定例会でお示しいたします。定例会で報告書が確定しましたら、直近の市議会に報告し、ホームページその他で公表する予定でございます。以上で説明を終わります。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

いかがでしょう。

#### ○山西委員

この評価に関しては、私たちもこの教育委員会でいろいろずっと議論、指摘、ここ先ほどの御報告にありましたように学校教育だけではなくて社会教育もというところで、徐々にその領域を広げてきているというところでは、非常に大宗の動きが徐々につくられているなどは思うんですが。改めて今までにもかなり議論してきましたが、やはり点検もしくは評価というのは、評価のための評価をやっているわけではありませんので、あくまで評価というのはあくまで実践のためにどうその評価を生かしていくかというところで見ますと、改めて今の学識経験者を含めて3名の方にかなり丁寧な御意見をいただいているわけですが、それを次期の計画もしくは次期の実践にどううまく生かされているのか、特に学校の先生方がみずから点検・評価をしたものか、外部からの第三者的な立場からの評価というものが出来て、それをどううまく循環しているか。その循環のさせ方ということについて、何か現場からこういう意見があるとかですね、そういった部分について何か御報告いただけることがあれば、お願いしたいと思いますが。

#### ○竹村委員長

いかがでしょうか。学校教育課長、お願いします。

### ○柳原学校教育課長

教育委員会評価の点検・評価については、各学校の管理職等を通じて配付しているところですが、学識経験者の方からいただいたコメントがかなりたくさん載っておりまして、道徳教育とかいうことにもいろいろかかわってきていますが、その辺のところは各学校で読んでいただいておりますが、それはまた次年度の学校教育総合プランの各学校の取り組みに反映できる部分は反映していただく。それから学校長の学校経営方針の中にも反映していただくという形で、そのいただいた御意見等については取り入れるものがあれば取り入れていただくという形になっております。特にその部分だけを取り込んで何かをするという形にはなっておりません。

### ○山西委員

これもそれほど多くの労力をどれだけかけていいのか、あまりにも、特に学校教育の場合の総合プランというのは全体計画ですから、本当に項目が多いものですから、一つ一つの中身だけ見ることもできませんし、特に定例会で配付される大きな報告書は、やはりかなり全体的ですから、細かいことはなかなかあれなんですけど、本当はひとつ丁寧に見出すと、当然外部から出た意見が実際に戻って、それが先生同士の中でどういうふうを確認されて、それが具体的な実践として次年度の実践にどういうふうに反映していつているかとか、全部ではなくても、何か細部の項目がちょっと丁寧に確認し合うような、何かそういうものがあつたほうがいいのか。それが何かどうしても毎年たつていくと、点検のための点検になって、形式的になってしまうというのは、こういう場合は非常によく起こるので、ちょっとそこは丁寧にお互いちょっと確認するようなどは入れていきたいと、いつも感じています。

### ○竹村委員長

この件について、ほかの委員の皆様、何か御意見ありますか。

### ○桑原委員

プランと評価の問題、毎年同じようなお話が出ていると思うんですけども、去年と同じであるかもしれません。私も、受ける印象は非常にきめ細かいプランと評価になっているので、そのことがそこまで、個々の先生方まで把握をしきれぬのかというような懸念であるとか、事務的な量の増加による御負担があるんじゃないかというところが、いつもつきまとつているということですね。これ自体はとても丁寧にやられているので、悪いこととは思わないんですが、評価が次に生きるようなものになってほしいというような願いをいつも持って

いるというところをお伝えしたいというところが一番のものです。そういった意味では、絶えず評価やプランを検証していく。そして既存の形にとらわれないような柔軟性をもち続けていたいというふうには思っていますので、今回のこれがいいというより、というところにちょっとそんな気がして、その視点を持って一緒に取り組んでいきたいなと思います。

### ○横地委員

評価すること、自分たちのやってきたことを振り返るということは、とても自分たちのことを見つめ直すということで、とてもいいと思うんですね。それが次へのステップになるんですけども、ある程度自分たちが達成感を持って、やったものを振り返って、次の段階へのチェック、PDCAのチェックをした段階で、じゃあまたAの次のステップのアクションを起こす、プランをつくるというところで、達成感があった人はなおさらなんですけれども、次へのステップのところに重圧感を感じる場合もあるんですね。燃え尽きてしまうというか。その辺もちょっと私は危惧をされていて、評価の事務的な時間を割くという負担もあるだろうし、達成感がある程度もう頑張ってるってやって、そこでじゃあ次へのプランはどうするかというときに、ちょっと燃え尽きてしまうような方も出てくるのではないかなというちょっと危惧があります。ですから、そういった方たちにはやはり管理職の人たちや教育長や教育委員会のほうで評価を、よりいい評価をして、そこにまたモチベーションをつくってあげないと、重圧感を感じて燃え尽きてしまうことがあるのではないかなと、危惧を感じていますが、委員の2人が言ったように、負担感があまりなく、いい評価ができればいいかなと思っています。

### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。教育長、いかがでしょうか。今のことについて。

### ○村松教育長

まずは評価をすることについて、それが負担になってないかという視点を持っていただくということは、非常に学校現場としてはありがたいお話かなというふうに思っています。そういうことに気を配っていただくということですね。今お話があったように、振り返るといふ点では、評価というのは必ず必要なステップではあると思いますが、本来一番いいのは、常に全体を意識しながら、今年は、私はここに重点を置いているんだという意識を持っていることが一番いいことですが、それができない場合には年に1回でも、あるサイクルで全体の中で今どういう位置づけなんだろうかということ振り返ると、これは大変いいことだと思っています。



学校に限って言うと、直接的教育活動と間接的教育活動というのがあって、これは法的な分類ではないんですが、実際に教職員が子どもたちに直接かかわる場合、一番いいのは授業から学校行事、児童・生徒指導と直接かかわり、またそのための準備、それからその前後のケアですね。そういうふうな活動と、それから今の評価だとか、それから学校の環境整備とかですね、間接的に子どもたちのためにはもちろんなるんだけど、というものの間接的教育活動はなかなか量や中身について明らかにされていないというのが実態です。間接的教育活動を少しでも負担を軽減し、直接的なところにいけるというのは、私が昨年度までいた県小学校長会なども、子どもに向き合う教育環境づくりというのが主体と、研究方針になっていますので、これはどの学校でも同じように思っていると。社会教育のほうでも多分、かなり時間がかかるいろいろな整備ですとか、そういうものでも、同じように点検・評価が目的や負担になってはいけないということは、常日ごろ私たちも心にとめながら、または委員さんがそういうふうな思いを持っていただくということは学校にとっては大変心強いかなというふうに思って伺っておりました。

#### ○山西委員

ちょっと追加でよろしいですか。その面で見ると、確かにある意味では全体的に確認していくプロセスはあっていいと思うんですが、今、外部も含めてかなり丁寧にやっているものを、この計画が3年もしくは今後4年になるにしても、その3年、4年で一応循環するみたいな、特に今年はここに重点的にやって、この部分だけは外部もそうですから、内部も含めて、かなり丁寧な議論をして。それはその部分については、次期プランづくりのときに、やはりそれを生かすというぐらいまで、ちょっと丁寧にやってみる。その丁寧にやる部分は、多分教育研究所の研修ともリンクしている形なんですね。点検・評価をやっていく中で、この部分はもうちょっと深めたほうがいいぞとなれば、やっぱりそのプロセスの中で研修の場で、じゃあこれを深めながら、どういう方法論があるのかというようなところも研修の例えばプログラムの中に、それはちょっと濃淡をつけて入れてみるとかですね、それを3年もしくは4年ぐらいでちょっと循環させていく。それとこの点検・評価をうまく関連させる。ちょっとそんなことも考えていくと、若干深掘りをする部分だけはあれですけど、すべて総花的にやらなくても済むので、ちょっといい意味で楽な部分もというところで、具体性が出てくるかなと、そんな感じがしました。意見として。すぐにはあれですけども、ちょっとそういう方向性でまた今後検討していくのはどうだろうなという気がしました。

#### ○竹村委員長

この方向性については、委員の皆様は、そこは、濃淡をつけてそのプランを使っていくほうのものと、そしてそれを評価に結びつける時も濃淡をつけていくということで、負担を減らしながら中心的なものについて取り組んでいくという方向、方向性ですね、今すぐにどうこうできることではないですが、こういったことについて、今、深めた理由について何か御異議がありますか。

もしよろしければ、そういった方向で考えていきたいということで、お願いをしておきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。ほかに本件について御質疑、御意見はありますか。

ないようですので、これより表決に入ります。議案第15号については、可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

## ◎日程第6「その他」

### ○竹村委員長

日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事としてありますか。

### ○高野文化スポーツ課長

お手元に配付しております逗子市立体育館条例及び逗子市都市公園条例の一部改正案について、市民説明会・パブリックコメントの概要というA4・1枚をごらんいただけますでしょうか。今月予定しておりますパブリックコメント対象の条例2件について御説明いたします。

まず、対象案件といたしましては、体育館条例それから都市公園条例の一部改正案をパブリックコメントにかけるというものです。そして、説明会・パブリックコメントの日程等といたしましては、1、市民説明会を平成26年7月19日（土曜日）の午前10時から市役所の5階第7・第8会議室で行います。そして2番目、利用団体への説明会、約400団体を予定しております、招待状を出す予定です。こちらにつきましては平成26年7月23日（水曜日）午後7時から文化プラザホールのなぎさホールで実施いたします。そして3番目のパブリックコメントですが、こちらにつきましては平成26年7月28日から同年の8月26日まで、1カ月間行う予定です。なお、市民参加条例上の手続といたしましては、6月中にスポーツ関係

の審議会・懇話会におきまして意見聴取を済ませております。

次に、改正のポイントにつきまして御説明いたします。まず、市立体育館条例の一部改正案の骨子になります。こちらのほうの施行を予定しております時期は、平成27年4月1日を予定しております。

1つ目といたしましては、体育館のメインアリーナ等施設の利用時間を現在の3時間枠から2時間枠に変更するというものです。ただし、時間当たりの単価は原則現行どおりといたします。

2番目につきましては、市外利用者と市外団体の料金を、市内利用者・団体の2倍に設定するというものです。それを実現するために、まず(1)といたしましては個人利用につき、市内在住・在学・在勤と市外を設定いたします。そして2つ目といたしまして、団体利用につきましては認定団体、10人以上の市民で構成されていて、7割以上が市内の関係者ということで設定をいたします。具体的なものといたしまして、その下の図を見ていただきたいんですが、左側が現行です。右側が改正案となっております。ちなみに、メインアリーナにつきましては、現在使用単位が9時から12時と3時間になっております。そして片面利用では3,000円、全面利用では6,000円となっておりますものを、改正案のほうでは時間区分をA、Bというふうになっておりますが、これが6区分ございまして、9時から11時、11時から13時というように、2時間区分に改正してまいります。そして、認定団体が市民の7割以上が市民で占められた団体という部分で、1時間当たり1,000円ですので、2時間で2,000円。そして、その他は4,000円、全面の場合は認定団体が4,000円で、その他の場合は8,000円というような形で考えております。

それから3つ目のポイントといたしましては、減免の廃止がございます。現在、規則で定められております1つ目、体育協会が体育目的に使用する場合10割免除してございましたものを廃止いたします。そして2つ目、市内団体が体育目的のために使用する場合5割減額していただいたものを廃止いたします。

次に、逗子市都市公園条例の一部改正案の主なポイントについて説明いたします。こちらのほうも、施行時期は平成27年4月1日を予定しております。こちらのほうでは2つポイントがございまして、まず第一運動公園関係の改正について御説明申し上げます。1つ目は、アリーナと同様ですが、市外利用者・市外団体の料金を市内利用者・団体の2倍に設定するというものです。それに伴い、個人を市内と市外に分ける。団体については認定団体とその他に分けるというような形で設定していきます。

2番目に、休場日を体育館条例に合わせるための変更を行います。毎月最終月曜日、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当するときは、その翌日以降の最初の平日。ただし、12月の最終月曜日が25日から27日までに当たる場合は、当該日は開場するというふうにいたします。

それから2番目は、年末・年始は今まで12月28日から翌年の1月4日までとなっておりましたものを、1日少なくしまして、1月3日までとしてアリーナと合わせてまいります。

それから、3番目の減免の廃止です。こちらのほうにつきましては、現在の規定が本市内の社会教育団体及び体育団体のうち、教育委員会に登録されたものが体育及び文化活動の目的をもって使用するとき5割減額としておりますが、こちらを廃止してまいります。

それから、次のものは池子の森自然公園関係の規定を追加してまいります。今年度中に池子の森自然公園が供用開始になる予定ということで、来年の4月1日から正式に利用料金を取って皆さんに利用していただくというような形になる予定です。1番目は施設として400メートルトラック、テニスコート、野球場の大・小、駐車場、それから照明設備等を設定したものです。2番目は、休場日は、体育館・第一運動公園に合わせてまいります。3番目といたしまして、利用時間は午前9時から午後9時までを2時間枠で設定していきます。4番目といたしまして、利用料金は400メートルトラックを除きまして、第一運動公園に合わせて設定いたします。内容につきましては、その表をごらんいただければと思います。こちらのほうも第一運動公園と合わせて認定団体その他というような形で、市内団体を優遇するような形になります。

それから注意といたしまして、池子の森自然公園は日米地位協定に基づく共同使用開始後にスポーツエリアから供用を開始する予定です。共同使用は米側も運動施設等を継続して使用するとされておりまして、平成26年6月3日開催の第4回三者協議会で共同使用の基本方針の一つとして、逗子市は米側の運動施設の使用について、これまでと同様の使用を確保するものとされておりまして、米側の占用使用枠等を設けることを検討中でございます。説明は以上でございます。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

#### ○橋本社会教育課担当課長

池子の森自然公園の敷地の中に社会教育課で管理をしています「池子遺跡群資料館」という施設がございまして、そちらにつきましても都市公園条例を一部改正して位置づける方向

で市長より指示がありました。急遽決まったことですので、書類を用意しておりませんが、御報告だけさせていただきます。

#### ○竹村委員長

それでは、あわせて御質疑、御意見はありませんか。

#### ○桑原委員

このパブリックコメントの日程等のところで、パブリックコメントが8月26日で終了ということなんですけれども、それ以降どういった流れになるか、簡単で構わないんですが、教えていただけますか。

#### ○高野文化スポーツ課長

パブリックコメントを終了しまして、回答しなければならないというのがまずございます。そして、それから意見を検討させていただいて、訂正すべきところは訂正し、条例案をつくり、例規文書審査をかけていくことになろうかと思えます。そして、10月ぐらいの教育委員会で条例案を議題としてこちらのほうに上程させていただいて、御承認をいただいてから議会のほうに提案するようになろうかと思えます。

#### ○桑原委員

なかなかタイトなスケジュールかなというような印象ですね。

#### ○竹村委員長

懇話会等で説明をしたときの懇話会の皆さんからの出た意見というのは、どういったものでしたか。

#### ○高野文化スポーツ課長

やはり現在3時間枠で使っていらっしゃる方は、2時間枠に変更になることについての抵抗、それから一番大きいのは減免が廃止になるということで、今、ほとんどの皆様が減免で使っていらっしゃるというところでは、減免がなくなるということに対する抵抗感は非常に強いものがございます。

#### ○山西委員

今の部分の減免というところの廃止を今回のパブリックで説明するときに、説明する理由づけとして、なぜ減免を廃止するのかというのは、どういう形で説明されるのか、ちょっとそこら辺、確認させていただいてよろしいでしょうか。

#### ○高野文化スポーツ課長

昨年の12月14日に、逗子市行財政改革基本方針という中で、その下に施設使用料の検討部

会がございますけれども、そちらのほうで報告書が出されておまして、受益者負担の適正化ということが基本方針として示されているんですね。その中では、施設使用料、それから一般廃棄物処理手数料、国民健康保険料、保育料などなど、受益者負担の適正化ということが検討されてございます。施設使用料検討部会の中では、駐車場の使用料、それから施設の使用料の中では施設使用料そのものが適正であるかどうか。それから、減免がどうなのか、キャンセル料についてはどうなのかというようなことが話し合われました。

この中で、原則といたしまして本市及び本市の機関と共催する場合は5割減額を基本方針といたしまして、それ以外につきましては、障がい者等への対応を除きまして、原則廃止の方向が示されました。駐車場等は無料であったものが有料化され、今まで社会教育団体として減免を受けて使用できた交流センター等も減免が廃止され、公民館等も無料だったものが有料化されというように、昨年度からかなり全庁的に動いております。そこを説明して御理解をいただくしかないかと思っております。

#### ○山西委員

ちょっと今のお話で少し、受益者負担という一つの方針によって、全市的にこういった施設においてはその流れに行くというのはわかるんですが、今の市との共催とか、あと市が主催するものは、予算化の中に入れるんですか。ちょっとその、市が共催も主催もそうなんですが、その場合にこういう施設を使うときの予算というのは、どういうふうに今後は位置づけられるのでしょうか。

#### ○高野文化スポーツ課長

場所によって違いますが、当然、市が使う場合はですね、指定管理をしているところ、アリーナですとかホールになりますと、市が前年度に予算を組みます。そして共催をする場合、主催者がまず半額を負担しますが、残りの半額は市が負担しますので、当然予算化をいたします。

#### ○竹村委員長

ほかに何かありますか。

#### ○村松教育長

私ちょっと利用団体にチラシを配っているので確認なんです。体育館条例の改正の趣旨というところで、ここは変更点が書いてありますけど、1番は私が聞いたのでは、多くの団体が利用できるようにするというのと、それから指定管理を受けている体育協会の独自事業を積極的に行いたいという趣旨だというふうに伺っています。それから2番は、このとお

り市内の、市の施設なので市民が優先的に利用できるような配慮をしたというふうに伺っています。3番は今の行財政の見直しという趣旨でやっているというふうに伺っていますが、それでよろしいでしょうか。

**○高野文化スポーツ課長**

はい、そのとおりでございます。

**○村松教育長**

では、説明会のときの趣旨も伝えていただければ。

**○竹村委員長**

趣旨をわかっていただくというのは一番大事なことだろうと思うので、丁寧な説明をお願いします。本件については、ほかに何かありますか。よろしいですか。ありがとうございます。

その他、事務局から議事として何かありますか。

**○原田教育部次長**

予定の案件は以上でございます。

**○竹村委員長**

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆様からその他議事として何かありますか。

**○桑原委員**

先ほどの学校のプランの評価ともちょっと関連しているんですけども、皆さんも御存じのようにOECDのほうで国際教員調査を行った結果が発表になったと思うんですね。それを拝見すると、新聞の見出しですから、かなりその部分だけ誇張してありますけれども、学級運営がよくできている、ほかの他国に比べて教室が静かで、子どもたちがきちっと授業を受けているというようなものが浮かび上がってくる反面、いわゆる先ほどの教育長のお話もあったような、直接的な教育でない、いわゆる事務作業であるとか、そういったもの、もしくは課外授業ですかね、部活であるとか、そういったものが他国に比べて非常に高いであるとか、いわゆる先生が自己判断というか、生徒・教室が決まり、ルール、従わせられるであるだけのことになると、ちょっと低くなるというような記事が出てきたというようなことを拝見をしました。各国で状況も違いますし、いわゆるそれぞれの国の方が持っている自分の判断基準が違っていると思いますので、一概に比べられないということは、この記事でもあるんですけども、一つのまとめを拝見すると、やはり事務的なものに忙殺されていて、

本来の教育活動に従事できないような状況があるのではないかというところは、これまで私たちが学校の多忙化というものをテーマにしてきたものとも合致しているところがありますし、先ほどのプランの評価ということもしているので、やはりきちっとこのところは、先ほどの重点的などというところもあったんですけども、とらえ直していく必要があるのかなというような印象を受けたので、先ほどと似たようなテーマになるんですが、改めて皆様方に御意見として、こういった見出しで言えば「働きすぎ、日本の先生」であるとか、授業以外に追われていて、仕事、残業が多くなるとかということに対しての御意見とか、今後への何か参考のこととなればなと思って話しています。

### ○竹村委員長

では、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この教員の皆さんの多忙化というのは、多分10年以上前、かなり前から言われているにもかかわらず、改善されている感じはしないから、こういう比較の記事が出ているんだろうと思うんですが、全国的に見てもそうだし、恐らくこの地域でもそうなんだろうというふうに考えられます。県の教育長会議の御報告を以前に何回かいただいた中でも、そういった議題が何回か出されていたように感じますし、このずっと前から言われているのに、一向に改善に向かわない根本的な原因というのは、どこにあるのでしょうか。予算の問題とか人員の配置の問題とか、いろいろあるでしょうけど。非常に重要な問題なのに、10年以上改善に向かわないというのは、何が原因なのでしょう。一言では言えないと思いますが。教育長、いかがお考えですか。

### ○村松教育長

まず、その調査について、私も読ませていただきました。基本的にはこれ、国の比較ですので、国の比較ということは、制度比較というようなことになるかと思います。その記事の少し後に、いろいろな立場の人から、その受け取り方の分析といいますかね、その記事もありました。例えば、教員の勤務時間は世界一長いというデータは出ているけれども、日本の先生が自分たちが世界一忙しいんだというふうに言っているわけではない。これは時間的にはそうだけれども、みんなが私は大変なんだと、周りからこれは教員の時間帯がここだけあるから、もっと何かできないかという、客観的なデータですよというような分析とか、それから実際に時間が長いのか、国や地域は時間によって、時間外みたいな制度が教員に適用されてない国がそういうふうな上位にきているんだと。現に日本もそうです。調整額というものもあって、時間が長くなることによって出るのは、ほんの一部の手当だけですので、そう



いう制度的なものもあろうかと思えます。

ただ、このところずっと話題になっているのは、やはり教員の専門性が発揮されている、先ほどの直接的教育活動というのは特にそうです。教員が専門性を発揮している勤務時間帯と、そうではない時間帯と、これの割合がやはり専門性が発揮されている時間の割合が少ないんじゃないかと。これはもうかなりの人が共通で考えられていることなので、私たちもそこにはスポットを当てて、例えば他の業種でも専門職と言われるお医者さんとか、そういう人にも必ず医療事務とか、または看護師さんとか、いろいろな立場の人がいると思いますけれども、専門性が発揮しやすいような環境をつくるということ、これからは相当必要なことだというふうに。専門性が発揮されるということは、それだけ専門職としての人的費用がかかっているわけですから、その人的費用に見合う仕事と、そうではない、例えば教材の準備であっても印刷とか、あと費用の徴収とかですね、そういう仕事が学校にはありますので、少し分けてできていったらいいなということは一つあります。

それから、同じその調査の中でもですね、やはり教員の意識として、何年間かずっと課題になっていること、新しい教育課題が出てくると、その教育課題にどのくらい時間がかかるかというのはわからないので、当然模索します。先進地区がモデル校をやります。文科省はうまくいっているかどうか調査をします。新しい教育課題が出るということは、イコール仕事がふえるということです。これはひとつ社会の変化ですから仕方がないことなんですけれども、なるべく私たちがそれを前向きに受け取れるように。それから、あと市内で言えば、他の学校で先行的に実施したものは市内教員でできるということで、同じ準備の時間を繰り返さないようにというあたりで、少しでも改善できればいいなというふうに考えております。これ、予算が伴うことですので、これからまた個人ではなくて、教育委員会全体とか、今後の予算化に向けて考えていきたいと思っております。

## ○山西委員

私も、確かにこの問題、ずっと考えている中で、教育委員として5年ぐらいかかわらせていただく中で、私が常々言い続けてきたのは、どうしても私たちは教育というものは非常に大切だし、その中でつくり出された学校というシステムがすごくその面では大きな役割を担うので、教育イコール学校教育だというところで、つい動きがちになる。そうなると、ますます学校の機能が非常にふえて、また先生を取り巻くいろいろな動きが、また事細かに対応していくので、学校教育機能がますます広がり、拡大していく。そしてさらに専門性が求められていく。ただ、学校を取り巻く家庭の問題や地域社会の問題、そういった問題が本当は

もっと丁寧に動く中で、学校の専門性を生かすような、広い意味での教育学習環境を全体でつくっていかない限り、学校に一点集中型のシステムをやっていくというのは、もう無理だと私は思っています。ですから、逗子の中でもさっきの点検・評価の中で、社会教育が改めて、その中で当然家庭教育的な視点も入ってくる。やはり全体で自分たちが教育されるのは学習というものをどうつくっていくのかという、この全体のもう少し広い枠組みを私たちが認識していく中で、初めて、じゃあ学校もというので、ちょっと余裕を持って教師の専門性というところ辺を生かしながら、お互いがいい学習活動をつくり出していくと、そういう関係にしていけない限り、なかなか難しいと私も思っていますので、ただその動きは徐々には逗子の中でもつくられてきているかなという気ではいるんですが。もうちょっと、確かに人間性、この現代は働きすぎ、特に日本社会、皆さんまじめだから働きすぎですから、ちょっとお互い余裕を持つぐらいの時間は絶対必要です。ちょっときょう議論、若干つなぎすぎかもわからないので、先ほど一番最初に自然とのかかわりというもの、人間が自然とちょっと遊ぶぐらいの時間的余裕がないと、見えないわけですよ。さっきの洪水の場合でも、例えば今、潮がどういう状態で、もうすぐまた大潮になっていくじゃないですか。今、潮がどうなっていて、次がどうなっていて、そういう感覚を持たずに生きてると、台風が来たら、あ、これはやばいぞという感覚は、それを知っている人はすぐにわかるんだけど、そんなもの見てない人間が急に洪水だからって、潮なんかのことをわかってないし、次のこともわかってないし。そうすると、そういうことへの対応というのは、どうしても後回しになりますよね。そのぐらいの、ちょっとした人間って、そういうぐらいの時間的余裕を持っていると、いろんなものが見えてくるかなという気がしますので、かえってそういう時間を逗子という中でも可能な限り、お互いつくり出していくということが必要かなと、私自身は考えています。以上です。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございます。桑原委員はいかがですか。

#### ○桑原委員

ありがとうございます。学校の先生が今のあり方だけを見てしまうと、ほぼ行き詰まってとか、八方ふさがったかなという印象を持つ方が多いし、私も、逗子市ではかなり予算を割いていただいているし、先生方も御努力いただいているし、学校支援地域本部ですとか、社会教育も含めて地域もかなりやっているかなと思いますので、そういったところと違う視点を持てればなというふうに今は思っています。そういった意味で今、教育改革、かなり国

レベルで叫ばれていて、6・3・3制の見直しであるとか、4月からの年度始まりの見直しであるとか、教育委員会制度になって、かなり進んでいますので、そういった意味で、それが実現するかは、とりあえず横に置いて、もうちょっと違うスケールでの教育のあり方というものを、やっぱり持っていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えていますので、こうやって皆さん方と意見交換したり、いろいろな情報を定例会のところで共有することによって、かなりといたしますか、今の制度の中でできることと、逗子市ならではの学校づくりというものに結びつけたいなというふうに思っています。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。横地委員、どうぞ。

#### ○横地委員

この働きすぎというか、仕事がいっぱいある先生たちというのは、山西委員が言ったように、機能が多くなってきたということと、その中に世の中の考え方の多様性というか、そういうものがあって、リスクマネジメントというところも大きく影響していると思います。その中で、この記事の中で自信がないというような、できているのに自信がないというような記事があるんですけども、社会の理解や保護者の理解や、あとそういうものが大きく影響して、この自信のなさにあらわれているのかなと思いました。そうすると、山西委員が言ったように、社会教育、家庭教育が大事な要素になってきて、その部分をまたこの委員の中でも問題視はしているので、何か発信していけたらいいかなと思っているんですが。家庭や社会の理解や支えがあってこそその学校というふうな社会になってほしいなと今思っているので、あと、この負担感が教頭先生になる人が少ないとか校長先生になる人が少ないという、ここの結果にあらわれているのではないかなと今、私は思っているので、やはり学校で教職についたからには一つずつステップアップして、教頭先生になったり校長になって教育に携わっていききたいという前向きなモチベーションを持った先生方が育ってほしいと思うので、それには社会教育、家庭教育、社会の支援、家庭の支援、学校に対しての支援が必要ではないかなと思いますので、その辺のところの意見を委員としても投げていきたいなと思います。

#### ○竹村委員長

今お話があったのにつけ加えさせていただくと、新しく採用する教員の若い人たちの負担感があることは承知でこの世界に飛び込んでくるのでしようけれども、自分が考えている情熱を傾けるべき世界ではないんだというふうに考えてしまうと、情熱を持った優秀な先生た

ちが先生になろうとしていただけなくなってしまう。そうすると、教育活動は数年たったら本当にエネルギーを失った社会になってしまうことが非常に怖いと思います。今、現役で働いていらっしゃる先生は、時間的にいろいろと負担はあるかもしれないけど、それでも生き生きと先生の職務を楽しんで全うしている。そういった先輩たちを見ると、若い人たちが、優秀な人たちが教員として集まってくるということ。これも循環になるわけですから、そういった意味も含めて、教員のスリム化という単純なものではありませんが、そういったものも考えて、トータルで考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かありますか。

#### ○横地委員

2カ月ぐらい前にいただいたリーフレットで、皆さんにも配られたと思うんですけども、それについての何か研修があると聞いたので、ちょっとその辺のところを具体的に教えていただければと思います。

#### ○小島教育研究所担当課長

恐れ入ります。教育研究所夏季研修会の冊子につきましては、郵送で送らせていただきます。8月21日に子育て講演会と兼ねて、ADD Sの熊代表にいらしていただいて、お話を伺うことになっております。

#### ○横地委員

8月8日では…。

#### ○小島教育研究所担当課長

8月8日は学校教育課主催の教育講演会で、リーフレットの監修をされた星山麻木先生を講師にお招きしています。同じ趣旨で、今年度の子育て講演会第1回は熊先生、2回目は星山先生にお願いする予定で、1月か2月に実施する次第です。

#### ○竹村委員長

はい、ありがとうございました。横地委員、よろしいですか。

#### ○横地委員

はい、ありがとうございました。

#### ○竹村委員長

ほかに何かありますか。

よろしいですか。ないようですので、以上でその他について終わりいたします。

次回の定例会についてですが、8月5日（火曜日）午前9時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

**◎日程第4「報告第12号平成26年度逗子市奨学金受給者の追加採用について」**

**○竹村委員長**

日程第4「報告第12号平成26年度逗子市奨学金受給者の追加採用について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては奨学金受給者の氏名等個人情報を取り扱うため秘密にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴されております皆様及び議案に係る職員以外の方は退席をお願いいたしますので、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

（ 再 開 ）

**○竹村委員長**

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして教育委員会7月定例会を終了いたします。ありがとうございました。